宮崎産業保健総合支援センター（**ＦＡＸ　０９８５－６２－２５２２　）**宛

**健康相談申込書**

保健師による健康相談について、ご希望されるものにチェックを記入し事業場名などをご記入のうえＦＡＸにてお申し込みください。

**【　50人未満の事業場対象　】**

□ 健康診断後の健康相談※を申し込みます。

※労働安全衛生法では「事業者は一般健康診断等の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対して医師又は保健師による保健指導を行うよう努めなければならない。」と定められています。本サービスでは、保健師が事業場を訪問して労働者に対して個別に日常生活面でのアドバイス、メンタルヘルスに関する相談等をおこないます。

□ 事業場訪問（職場巡視※※等）を申し込みます。

※※職場巡視…作業環境や作業の状態を確認して、衛生面に関する相談をおこないます。

|  |  |
| --- | --- |
| **事業場名** |  |
| **担当者名** |  |
| **電話番号** |  |
| **ご相談内容やご要望など** |  |

お申込みいただいた後、担当者よりお電話で打ち合わせをさせて頂きます。

ご不明な点はお電話（０９８５－６２－２５１１）でお気軽にお問い合わせください。

**宮崎崎産業保健総合支援センター**